

国立大学法人 東京大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員賞与の額については、東京大学役員給与規則により、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び勤務実績を勘案して総長が定めることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成23年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を17.5%に改定した。
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	該当者なし
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	該当者なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 23,328	千円 14,736	千円 6,013	千円 2,578 (教育研究連携手当)			
A理事	千円 19,017	千円 11,004	千円 4,597	千円 290 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,925 (教育研究連携手当)			
B理事	千円 18,820	千円 11,004	千円 4,608	千円 82 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,925 (教育研究連携手当)			
C理事	千円 18,911	千円 11,004	千円 4,703	千円 78 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,925 (教育研究連携手当)			
D理事	千円 18,644	千円 11,004	千円 4,490	千円 24 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,925 (教育研究連携手当)	4月1日		

E理事	千円 18,748	千円 11,004	千円 4,490	千円 127 (通勤手当) 1,200 (副学長手当) 1,925 (教育研究連携手当)	4月1日		
F理事	千円 17,736	千円 11,004	千円 4,726	千円 80 (通勤手当) 1,925 (教育研究連携手当)			
G理事	千円 14,360	千円 8,349	千円 4,490	千円 59 (通勤手当) 1,461 (教育研究連携手当)		1月5日	◇
H理事	千円 3,141	千円 2,606	千円 0	千円 79 (通勤手当) 456 (教育研究連携手当)	1月7日		◇
A監事	千円 13,903	千円 8,688	千円 3,545	千円 149 (通勤手当) 1,520 (教育研究連携手当)		3月31日	
B監事	千円 13,879	千円 8,688	千円 3,545	千円 125 (通勤手当) 1,520 (教育研究連携手当)			※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「副学長手当」とは、副学長を兼ねている常勤の役員に対して支給するものである。

注3:「教育研究連携手当」とは、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域等に所在する勤務箇所に在勤する役員に支給するものである。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注5:「前職」欄の「※」は、独法等情報公開対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

組織や人員配置のあり方を見直し、業務の徹底した効率化を推進することにより、人件費の抑制を図るとともに、新規分野及び必要な組織・事業に総長が人的資源を効果的に再配分することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適正な給与水準となるよう努めるとともに、専門性の高い職種等については、個々の経歴及び能力に応じた給与の弾力的な運用を図ることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇給及び昇格を実施するとともに、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給の時期(原則1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- 平成23年4月1日より、教育研究連携手当の支給割合を17.5%に改定した。
- 平成23年4月1日に、43歳未満の教職員について、平成18年の給与構造見直しにより抑制してきた昇給を1号俸回復させる措置を講じた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	5,878人	44歳	7,866千円	5,878千円	148千円	1,988千円
事務・技術	1,628人	42.5歳	6,243千円	4,721千円	175千円	1,522千円
教育職種 (大学教員)	3,092人	48歳	9,660千円	7,164千円	151千円	2,496千円
医療職種 (病院看護師)	855人	34歳	5,113千円	3,891千円	76千円	1,222千円
技能・労務職種	11人	50.3歳	5,614千円	4,253千円	145千円	1,361千円
教育職種 (附属高校教員)	35人	46.6歳	8,034千円	6,069千円	216千円	1,965千円
医療職種 (病院医療技術職員)	240人	39.2歳	5,771千円	4,377千円	170千円	1,394千円
その他医療職種 (医療技術職員)	6人	46.8歳	5,981千円	4,530千円	230千円	1,451千円
その他医療職種 (看護師)	11人	45.5歳	6,048千円	4,570千円	186千円	1,478千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	106	62.7	3,857	3,305	183	552
事務・技術	89	62.7	3,853	3,301	184	552
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	5	62.9	3,445	2,951	142	494
医療職種 (病院医療技術職員)	10	62.3	3,948	3,386	183	562
その他医療職種 (看護師)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1,194	39.7	6,000	5,910	151	90
事務・技術	66	49.0	4,993	3,821	176	1,172
教育職種 (大学教員)	1,112	39.1	6,049	6,046	149	3
技能・労務職種	1					
教育職種 (外国人教師等)	5	59.7	11,737	8,573	84	3,164
医療職種 (病院医療技術職員)	10	32.8	4,459	3,439	222	1,020

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:教育職種(附属高校教員)とは、附属中等教育学校教員を示す。

注3:再任用職員の医療職種(病院看護師)、その他医療職種(看護師)、非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注5:医療職種(大学教員)、再任用職員の教育職種(大学教員)、非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

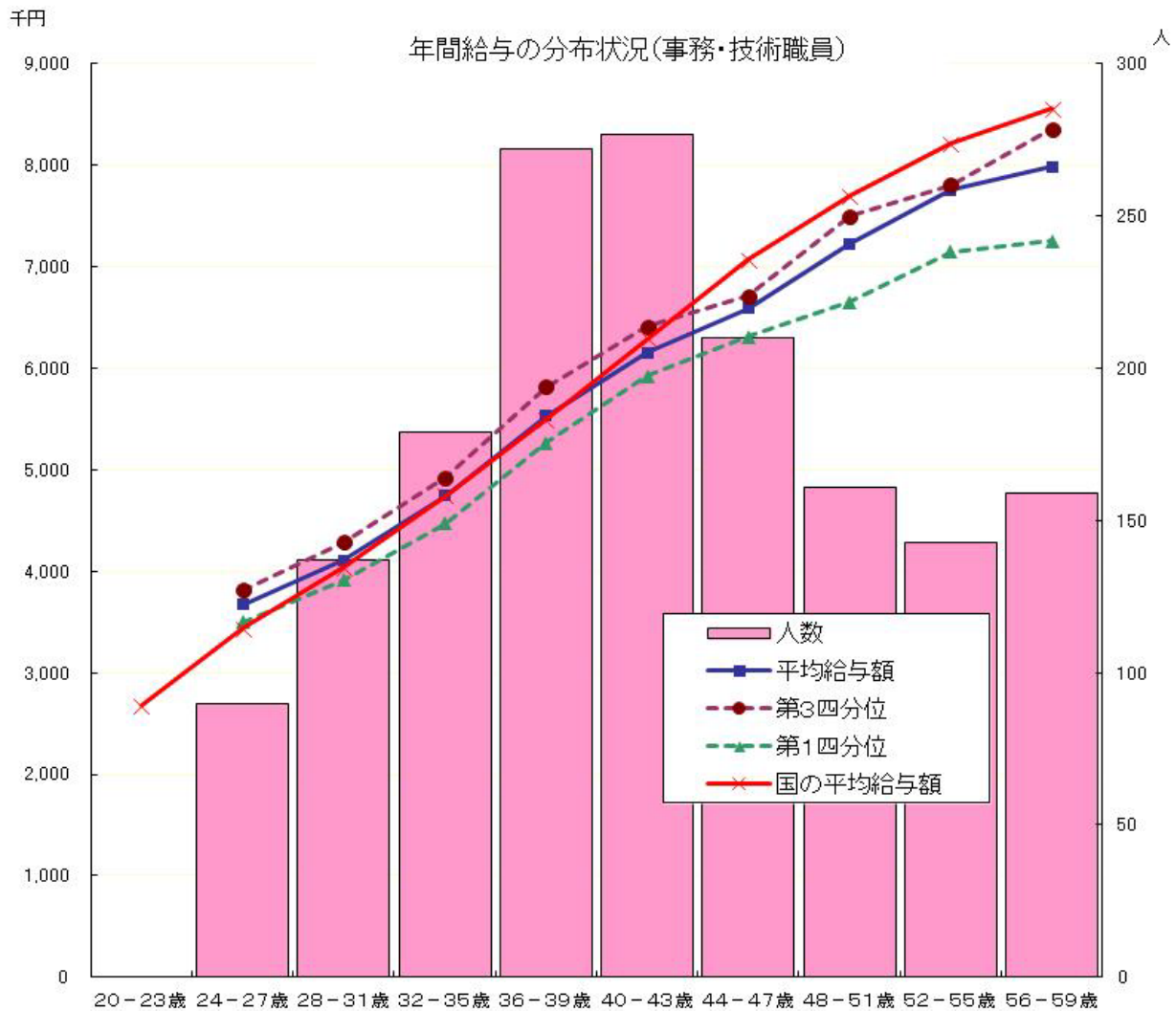
[年俸制適用者]

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	109	37	7,545	5,836	98	1,709
教育職種 (大学教員)	109	37	7,545	5,836	98	1,709

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:事務・技術、医療職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年俸制適用者を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

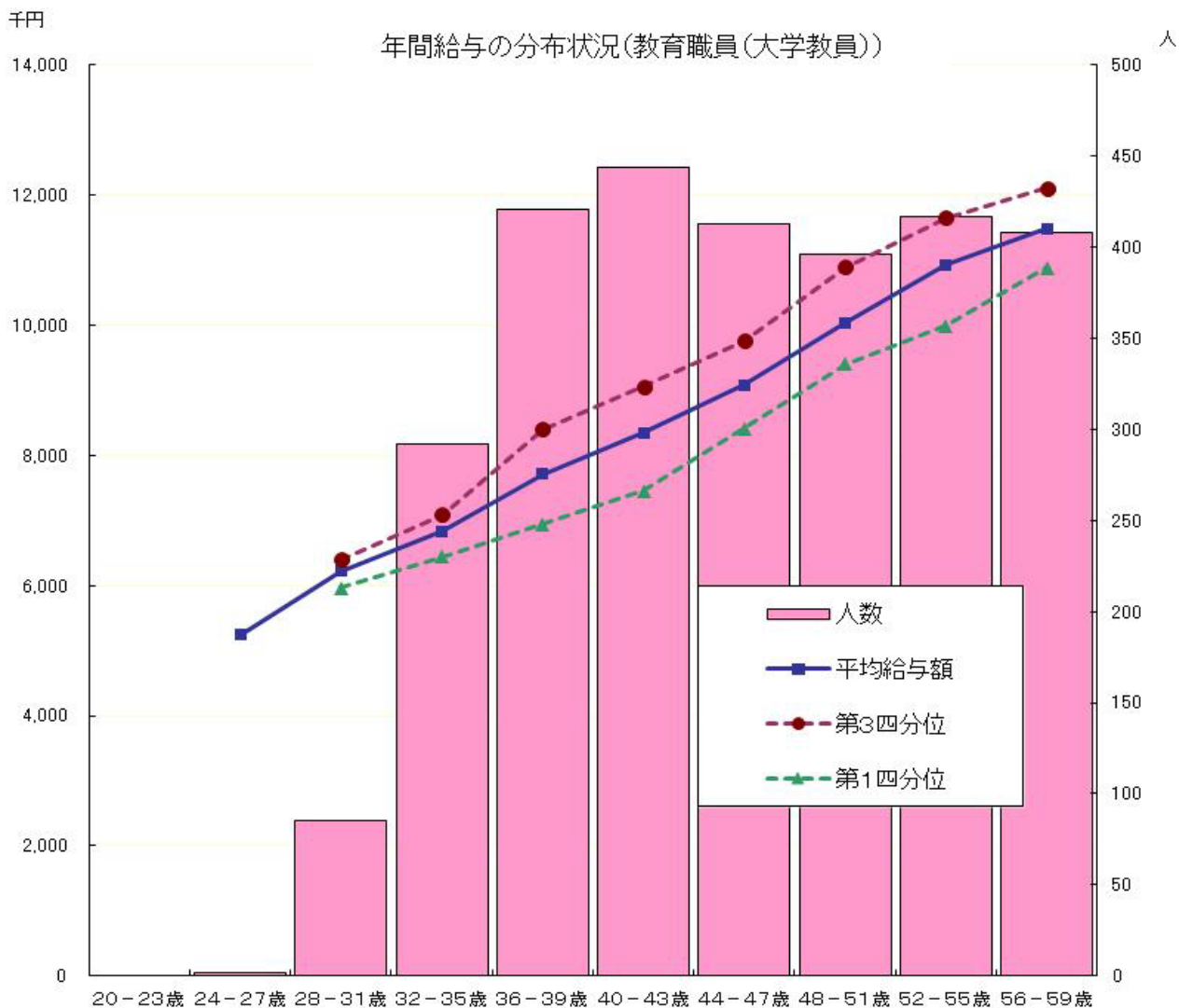
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	16	55.4	10,732	11,515	12,196		
課長	85	53.1	8,690	9,109	9,501		
副課長	166	54.7	7,334	7,561	7,776		
主査・専門職	103	49.4	6,471	6,872	7,359		
係長	679	43.6	5,864	6,226	6,601		
主任	273	39.4	4,849	5,400	5,881		
係員	306	30.0	3,793	4,107	4,408		

注:「課長」には、「事務長」、「副部長」を含む。

「副課長」には、「副事務長」、「専門員」、「技術専門員」を含む。

「係長」には、「技術専門職員」を含む。

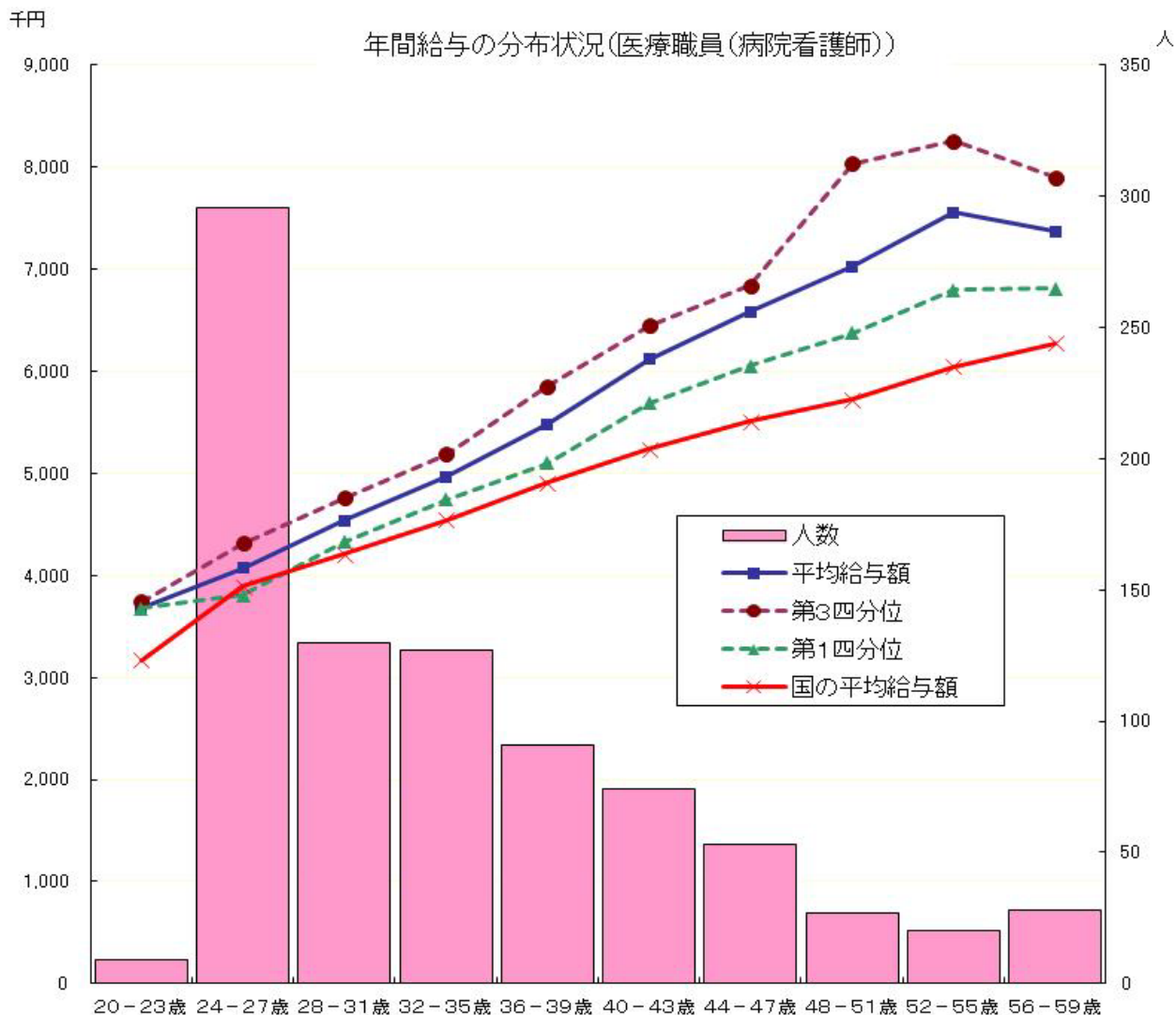
「係員」には、「一般職員」「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
教授	1,229	55.4	10,900	11,594	12,012		
准教授	824	45.3	8,682	9,107	9,569		
講師	198	43.5	7,807	8,523	9,342		
助教	898	39.7	6,592	7,113	7,593		
助手	51	50.8	6,985	7,423	7,816		
教務職員	1	-	-	-	-		

注1:「教務職員」については該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
看護部長	2	-	-	-	-	-	-
副看護部長	2	-	-	-	-	-	-
看護師長	55	48.0	7,283	7,711	8,257		
副看護師長	127	42.3	5,511	6,054	6,585		
看護師	668	31.1	3,992	4,601	4,974		
准看護師	1	-	-	-	-	-	-

注1:「看護部長」「副看護部長」「准看護師」については該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢以下の事項については記載していない。

注2:「看護師」には、「助産師」、「保健師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	技術専門職員 係長 主任 一般職員	副課長 技術専門職員 技術専門職員 係長	課長 副課長 技術専門職員	部長 課長 技術専門職員	部長	部長	部長	部長
人員 (割合)	1,628 人	89 人 (5.5%)	292 人 (17.9%)	899 人 (55.2%)	184 人 (11.3%)	95 人 (5.8%)	59 人 (3.6%)	4 人 (0.2%)	6 人 (0.4%)	0 人	0 人
年齢(最高 ～最低)		38 歳 ～ 24 歳	51 歳 ～ 27 歳	59 歳 ～ 31 歳	59 歳 ～ 45 歳	59 歳 ～ 35 歳	59 歳 ～ 43 歳	59 歳 ～ 53 歳	54 歳 ～ 45 歳	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,385 千円 ～ 2,515 千円	5,064 千円 ～ 2,770 千円	6,052 千円 ～ 3,224 千円	6,271 千円 ～ 4,459 千円	7,256 千円 ～ 5,387 千円	8,666 千円 ～ 6,512 千円	8,981 千円 ～ 8,538 千円	10,636 千円 ～ 9,326 千円	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		4,402 千円 ～ 3,335 千円	6,539 千円 ～ 3,662 千円	7,945 千円 ～ 4,303 千円	8,124 千円 ～ 6,039 千円	9,408 千円 ～ 7,198 千円	11,052 千円 ～ 8,689 千円	11,403 千円 ～ 10,968 千円	13,549 千円 ～ 12,190 千円	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	3,092 人	1 人 (0.0%)	840 人 (27.2%)	199 人 (6.4%)	823 人 (26.6%)	1,229 人 (39.7%)	0 人
年齢(最高 ～最低)		～	63 歳 ～ 28 歳	63 歳 ～ 28 歳	63 歳 ～ 31 歳	63 歳 ～ 39 歳	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	6,983 千円 ～ 3,839 千円	8,097 千円 ～ 4,189 千円	8,340 千円 ～ 4,860 千円	15,223 千円 ～ 6,362 千円	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	9,031 千円 ～ 5,060 千円	10,600 千円 ～ 5,519 千円	11,145 千円 ～ 6,580 千円	18,333 千円 ～ 8,640 千円	～

[年俸制適用者]

(教育職員(大学教員))

区分	計	
標準的な職位		助教
人員 (割合)	109 人	109 人 (100.0%)
年齢(最高 ～最低)		47 歳 ～ 26 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,232 千円 ～ 4,015 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		9,071 千円 ～ 5,215 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師 保健師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	855 人	1 人 (0.1%)	668 人 (78.1%)	127 人 (14.9%)	56 人 (6.5%)	3 人 (0.4%)	0 人	0 人
年齢(最高 ～最低)		～	58 歳 ～ 22 歳	59 歳 ～ 29 歳	59 歳 ～ 35 歳	50 歳 ～ 42 歳	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,369 千円 ～ 2,666 千円	5,624 千円 ～ 3,515 千円	6,767 千円 ～ 3,934 千円	7,735 千円 ～ 5,851 千円	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	7,138 千円 ～ 3,520 千円	7,528 千円 ～ 4,681 千円	9,030 千円 ～ 5,386 千円	9,686 千円 ～ 7,654 千円	～	～

注:教育職員(大学教員)の1級、医療職員(病院看護師)の1級においては該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)
／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.6	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.4	% 34.6
	最高～最低	% 45.4～32.6	% 42.6～25.5	% 44.0～29.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 46.3～30.0	% 43.4～27.6	% 43.0～28.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 64.9	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 35.1	% 36.4
	最高～最低	% 46.3～27.7	% 43.4～26.5	% 44.8～29.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 46.3～28.8	% 43.4～26.2	% 44.8～28.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.0	% 63.2	% 61.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.0	% 36.8	% 38.3
	最高～最低	% 46.3～32.8	% 43.4～31.0	% 43.0～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.7	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.3	% 34.4
	最高～最低	% 46.3～30.9	% 43.4～28.4	% 41.0～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))	96.8
対他の国立大学法人等	110.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	111.8
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))	110.9
対他の国立大学法人等	111.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	对国家公務員 96.8
	参考 地域勘案 86.9 学歴勘案 95.4 地域・学歴勘案 86.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48.8% (国からの財政支出額 107,427(百万円)、支出予算の総額 220,160(百万円):平成23年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きい、对国家公務員の指数が96.8であるため、給与水準は適切なものであると考えている。
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	110.9
	参考	地域勘案 107.1 学歴勘案 108.5 地域・学歴勘案 108.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本学の医療職種(病院看護師)が勤務する病院が1級地(東京特別区)にあること、平成23年国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」による医療職俸給表(三)適用者の最終学歴は、大学卒3.6%、短大卒85.2%、高校卒11.1%であるのに対し、本学は大学卒54.6%、短大卒45.3%、高校卒0.1%であること、同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」による医療職俸給表(三)適用者の1級(准看護師)の構成割合は12.1%であるのに対し、本学は0.1%であることにより、対国家公務員指数を上回ったと考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であること等から、給与水準は概ね適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48.8% (国からの財政支出額 107,427(百万円)、支出予算の総額 220,160(百万円):平成23年度予算)	
	【検証結果】 上記の理由により、適切なものであると考えている。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。	

○教育職員(大学教員)

教員職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 109.6

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

○比較対象職員の状況

・教育職員(大学教員)

年俸制適用者以外に係る①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の3,092人及び年俸制適用者に係る①表(同)の任期付職員欄の109人 計 3,201人

3,201人の平均年齢47.6歳、平均年間給与額9,588千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 55,149,489	千円 55,190,348	千円 (%) △ 40,859 (△0.1)	千円 (%) △ 40,859 (△0.1)
退職手当支給額 (B)	千円 6,627,888	千円 2,884,696	千円 (%) 3,743,192 (129.8)	千円 (%) 3,743,192 (129.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 32,053,042	千円 29,694,941	千円 (%) 2,358,101 (7.9)	千円 (%) 2,358,101 (7.9)
福利厚生費 (D)	千円 10,162,381	千円 9,454,978	千円 (%) 707,403 (7.5)	千円 (%) 707,403 (7.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 103,992,800	千円 97,224,963	千円 (%) 6,767,837 (7.0)	千円 (%) 6,767,837 (7.0)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」においては、国家公務員給与改定の状況を踏まえた給与水準の改定及び採用可能枠(定員)の削減等を行ったことにより、対前年度比0.1%の減となった。

「最広義人件費」においては、平成22年度は教員の定年延長により教員の定年退職者が無く、平成23年度は教員の定年退職者が生じたこと等による退職手当支給額の増(対前年度比129.8%の増)、外部資金の獲得の増加に伴う非常勤役職員等給与の増のため、全体として対前年度7.0%の増となった。

(中期目標)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。

(中期計画)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	61,213,522	59,399,322	59,471,081	58,931,598	56,765,762	55,190,348	55,149,489
人件費削減率 (%)		△3.0%	△2.8%	△3.7%	△7.3%	△9.8%	△9.9%
人件費削減率(補正 値)(%)		△3.0%	△3.5%	△4.4%	△5.6%	△6.6%	△6.5%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:平成23年度の人件費削減率(補正值)では6.5%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、6.7%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

平成23年人事院勧告を踏まえて講ずる措置

(役員)平成24年4月から俸給表の改定を実施、遡及は実施しない

(職員)役員に同じ

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)を踏まえて講ずる措置

(役員)検討中

(職員)役員に同じ